## 電気通信大学アカデミックアドバイザーに関する規程

令和 2年 2月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学に置くアカデミックアドバイザーの取扱いについて定めるものとする。

(職務内容)

第2条 アカデミックアドバイザーは、学生の成績や履修状況等を考慮しながら、履修相談や学修支援を行うことを職務とする。

(就業規則の適用)

第3条 アカデミックアドバイザーは、国立大学法人電気通信大学非常勤職員就業規則別 表に規定する非常勤教員とする。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。